

がらまん



宜野座駐在 NEWS

2008年
10月号

Vol.5

全国地域安全運動

10月11日(土)から10月20日(月)まで

自主防犯活動への参加を!

今、安全で安心して暮らせる地域社会の実現が強く求められています。これを実現するためには、地域住民が「自分たちの安全は自分たちで守る」という観点から自主防犯活動へ参加し、防犯の輪を広げることがとても大切です。自主防犯活動を成功させるポイントは、「無理をせず、できることから」です。

「自分たちの安全は自分たちで守る」という気持ちを!

自治会の会合などいろいろな機会を通じ、地域の安全は地域住民で作上げるものであることを話し合い、「自分たちの安全は自分たちで守る」気持ちを育てましょう。



防犯まちづくりの基本的な手法

- 「人の目」の確保 (監視性の確保)
多くの「人の目」を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。
- 犯罪企図者の接近の防止 (接近の制御)
犯罪企図者の侵入経路をなくし、被害対象者(物)に接近することを妨げるにより、犯罪の機会を減少させる。
- 地域の共同意識の向上 (領域性の強化)
地域住民が「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活性化などを通して犯罪抑止を図る。

これらの行為は犯罪です!!

大型自動二輪車又は普通自動二輪車に、**旗、鉄パイプ、金属バット**その他これらに類する物を正当な理由なく携帯している者を乗車させて運転しないこと

道路交通法施行細則 第12条 第11号
罰則 5万円以下の罰金 (反則金 二輪車 6千円)

道路交通法施行細則 第17条 第9号
罰則 5万円以下の罰金

道路において、**旗、鉄パイプ、金属バット**その他これらに類する物を携帯し、又は振り回すこと

道路交通法施行細則 第17条 第10号
罰則 5万円以下の罰金

道路において、みだりに**発煙筒、爆竹**その他これらに類する物を使用すること

暴走行為をしない させない 見に行かない
みんなの力で **ストップ ザ・暴走族**

暴走行為を見たら直ぐ110番!!

地域で防ごう少年非行!!

暴走行為をしない させない 見に行かない

みんなの力で!!
ストップ ザ・暴走族

迷惑 危険 暴走 犯罪



暴走行為は迷惑!

